千葉市告示第５１０号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により、次の指定施術者から変更の届出があったので、生活保護法第５５条の３の規定により告示します。

令和７年６月１７日

千葉市長　　神　谷　俊　一

（追加）

施　術　者		施　術　所		追加年月日
氏　名	住　　所	名　称	所　在　地	
小林　章一	（省略）	フレアス在宅マッサージ千葉中央施術所	千葉市中央区神明町３０－８－３０１	令和７年５月１日
溝端　剛	（省略）	フレアス在宅マッサージ千葉中央施術所	千葉市中央区神明町３０－８－３０１	令和７年５月１日

（変更）

	施　術　者		施　術　所		変更年月日
	氏　名	住　　所	名　称	所　在　地	
変更前	南田　昌利	（省略）	鎌取みなみ整骨院	千葉市緑区おゆみ野Ⅲ－２３－５　ジェネスグランドールＣ号	令和７年２月１０日
変更後		（省略）			
変更前	高橋　一樹	（省略）	かずきはりきゅうあんまマッサージ院	千葉市稲毛区黒砂台３－７－２１－１１０	令和７年４月１日
変更後		（省略）			